5　住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上のため、公営の住宅、上下水道、医療施設等の諸施設について、老朽化対策等も含めて整備・充実を図る。

6　保健衛生の向上に関する基本的な事項

定住の促進を図る上で、住民の健康の維持は重要な課題であり、保健、医療及び福祉の連携による総合的な健康づくりや疾病の予防への取組を促進する。

7　高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

高齢者の介護ニーズに的確に対応するため、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加や健康づくりを促進し、高齢者福祉の充実を図る。

また、保育施設の整備をはじめとして、子育て支援の各種サービスが体系的・効率的に提供できる体制を構築し、児童福祉の充実を図る。

さらに、社会福祉活動の拠点となる社会福祉施設等の整備・充実により、地域の活動と一体的に福祉サービスの提供を図る。

なお、他の地域との間の介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

8　医療の確保等に関する基本的な事項

医療については、小笠原村の診療所は一次医療機関であるとともに、小笠原諸島周辺海域における唯一の医療機関であり、本土から極めて隔絶した同諸島の地理的な特殊事情から、必要な医師・看護師の確保等の対策は重要な課題である。このため、医療・福祉複合施設を活用し、地域の実情に合わせて一定の医療の確保を図るとともに、本土を含めた医療施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の相互間の有機的な連携を図る。

また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことや、東京都が医療計画を策定するに当たっては、小笠原村において医師及び病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をすることが重要である。

なお、他の地域との間の保健医療サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

9　自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

小笠原諸島は平成23年に世界自然遺産に登録されており、その世界的価値を有する自然の保全や再生、継承の必要性が一層高まっている。そのため、自然環境の保全・再生については、小笠原諸島固有の種をはじめとする希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来種の防除、国立公園の適正な保全及び利用等の促進を図る。各種事業の実施に当たっては、新たな外来種の侵入又は拡散の防止を図りつつ、東京都が作成した景観計画や公共事業における環境配慮指針を踏まえ、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、自然環境や景観との調和を図る。

また、公害については、水質汚濁等による自然環境等への悪影響の防止に努めるとともに、環境への負荷を低減させる循環型社会を形成していくため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理の促進を図る。

10　再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であることなど様々な長所を有しているが、小笠原諸島は、四方を海等に囲まれ、日照条件や風況が良いところが多く、再生可能エネルギーの導入に適していることから、地域の特性を踏まえて、自然環境や景観との調和を図りつつ、再生可能エネルギー等を活用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築や同諸島周辺での再生可能エネルギーの活用等地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進することが重要である。

また、小笠原諸島における石油製品の流通コストは、本土からの距離や流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。

さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図ることが重要である。

なお、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画（平成22年７月13日閣議決定）」（低潮線保全基本計画）の中で、特定離島（沖ノ鳥島及び南鳥島）における活動目標の一つとして、海洋における再生可能エネルギー技術（波力発電・潮力発電等）の実用化に向けた取組が掲げられていることにも留意しつつ、このような技術の活用の検討を進める。

11　防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

小笠原諸島は、台風の常襲地域であることはもとより、南海トラフ地震に伴う大規模津波等による被害が予想されることを踏まえ、自然環境や景観との調和を図りつつ、避難道路・港湾施設の整備や公共施設の高台への移転、避難救援体制の充実、緊急時のエネルギーの安定供給等の総合的な防災・減災対策を講じ、住民等の安全確保を図る。

12　教育及び文化の振興に関する基本的な事項

教育については、公立学校施設の整備・充実を図るとともに、各種施設を住民に開放し、その有効活用を図る。

母島に高等学校等が設置されていないことから、母島外に生徒が居住して高等学校等へ通学することに対する支援を行うほか、小笠原諸島における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、配慮が必要である。

文化の振興については、島内の文化財の保護に努めるとともに、小笠原諸島特有の民俗文化、歴史を教育に採り入れる等、地域全体での伝承に努める。

また、小笠原諸島を海洋資源、民俗文化等の研究・教育の拠点とし、その成果を国内外に情報発信していくことも効果的であり、このような方向性について検討を行う。

13　観光の開発に関する基本的な事項

観光は、地理的・自然的特性からもたらされる小笠原諸島の持つ魅力を最も生かすことができる産業である。特に、平成23年に世界自然遺産への登録がなされたことにより、定期船による観光客のみならず、クルーズ船の寄港数も増大し、また、客層が若年層だけでなく中高年層にまで広がるとともに、夏季のみならず一年を通じ安定して観光客が来訪する傾向が見られる。このような状況を踏まえて、今後は、歴史や文化に触れ、知的好奇心に応える観光コースの開発等多種多様な観光ニーズの掘り起こしや受け入れ環境の整備を、外部の人材を含めた多様な主体の連携によりさらに一層進めるとともに、国内外に向けた情報発信の強化・充実による観光地としての知名度・評価の向上を図る。

また、世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、エコツーリズムの推進を図り、小笠原諸島の貴重な自然環境保全と両立した観光の振興に取り組むため、エコツアーガイド制度の推進やガイドの育成に向けた取組等を推進する。さらに、産業振興促進計画認定制度に基づく特例制度（一定の研修を受けた者を配置することで宿泊業者による地域内の旅行の手配を可能とする旅行業法の特例や、一定の研修を受けることで外国人旅行者への有償ガイドが可能となる通訳案内士法の特例）等を活用することにより、来島者の利便性・快適性を向上させ、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図る。

なお、現行の小笠原航路については、より一層の利便性・快適性の向上を目指す。